

(参考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年2月20日現在

福島県		出荷制限	攝取制限
原乳		2市6町3村※1	—
野菜類	非結球性葉菜類 (カクレンソウ、コマツナ等)	1市5町2村※2	1市5町2村※2
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		—
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		—
	カブ		—
	原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シイタケ(施設栽培)	川俣町	—
	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)	—	—
	相馬市、いわき市		—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、瑞町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市 いわき市 楢倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—
穀類	わさび (細において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	うど(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、川内村、葛尾村	—
	くさそでつ(ごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、楢葉町、大玉村、葛尾村	—
	くさそでつ(ごみ) (野生のものに限る。)	会津美里町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、瑞町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	—
	ぜんまい	二本松市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村	—
	せんまいる(野生のものに限る。)	広野町、大玉村	—
	うわばみそう(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村	—
	ふき(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村	—
穀類	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村	—
	わらひ	福島市、伊達市、喜多方市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村	—
	わらび(野生のものに限る。)	二本松市、広野町	—
	ウメ	南相馬市	—
穀類	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市	—
	キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師合、原町区片倉字津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)	—
	小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される小豆を除く。)	—
穀類	大豆	南相馬市(旧太田村の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村の区域に限る。)	—
		福島市(旧野田村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧庭塙村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧浜川村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、大玉村(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)	—
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧川津村の区域に限る。)、伊達市(旧堀本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうら信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの上流(支流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの上流(支流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	マダラ	最大高潮時海岸線上官城福島両県界の正東の線、最大高潮時海岸線上官城福島両県界の正東の線が東経141度26分の線に交わる点と最大高潮時海岸線上官城福島両県界の正東の線が東経141度4分の線に交わる点を結んだ線、最大高潮時海岸線上官城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
	水産物33種※6	最大高潮時海岸線上官城福島両県界の正東の線、我が国固有他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上官城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉 <sup>※7</sup>	全域。(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
	インジンの肉	全域	6市10町4村※8
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、瑞町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、枝岐村	—
	ノウサギの肉	全域	—
	ヤマドリの肉	全域	—

\*1 田村町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域に限る)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋町、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮、原町区原町字塙井並びに原町区大字原木と田村の区域)、川俣町(山鹿木の区域に限る)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域に限る)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域に限る)、葛尾村、飯舘村

\*2奈良市駅（東日本旅客鉄道）はJR奈良駅から半径20キロメートル圏内に位置する。原町区高倉字虎屋、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薦ヶ原、原町区片倉字行津及び原町区大字和田字城の区域に限る。)、富岡町(「山木の里」の区域に限る。)、富岡町、大曾根町、葛城町、葛城村及び飯舘村

\*9 桜井町西野・桜井町・桜町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、田村市(柳町・原町1丁目・横道・引町1丁目)、郡山市中山字小坪及び下宇馬、駒ヶ根町堀山並びに市内国有林福島第一原発原野(原野内に立地する原野を除く)、猪苗代町(原野内に立地する原野を除く)、磐梯町(原野内に立地する原野を除く)、須賀川市(原野内に立地する原野を除く)、耶麻郡磐梯町(原野内に立地する原野を除く)。

[雲山町野川に限る]。旧柱本村〔保原町所沢・夫内・久保田・西郷・山本・町原・東深瀬・西原町及び東田に限る]。及び保原町柱本〔接田・平宮・前田・稻荷・砂子下及び根岸に限る]。[弓限る]、旧堰本村〔梁川町大閑・寺脇・清水・水沢・松平・久保・棚原・里ヶキ・山ノ口・木曾・笠置及び上ノ台を除く]、梁川町新田及び梁川町細谷に限る]。[弓限る]、旧石臼村〔上保原・木曽・山田・白井・小手寺及び旧富野村〔梁川町八幡宮に限る]。本松市〔旧浜川町・浜川及び米津に限る]。旧下田村・旧小浜町・旧塩尻村・旧木本村

村、旧戸沢村、旧石井村、旧新田村(岩代町)及び旧太田村(夷和町)の区域に限る)、本宮市(旧白岩村、旧木沢村(白沢村)及び旧宮川村の区域に限る)、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る)、郡山市(旧富久山村の区域に限る)、いわき市(旧山田村の区域に限る)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る)、三春町(旧沢尻村の区域に限る)、大玉村(旧玉井村の区域に限る)。

\*4 福島県福島市（旧福島市、旧小国村、旧立石山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。）、郡山市（旧富久山町の区域に限る。）、いわき市（旧山庄村の区域に限る。）、須賀川市（旧西袋村の区域に限る。）、相馬市（旧玉野村の区域に限る。）、二本松市（旧浪

川村の区域に限る。) 田村市・道路町・駅町(横道)・駅町山中・小坂、常葉町(堀田、常葉町並木)と市内有林地・森林經營者登録簿251林班の一部、252林班、253林班の一部・258林班から270林班まで、303林班から300林班及び301林班から303林班までの一部(区域に限る)。南相馬市(小高区、原谷区・片倉区)・字行津(字行津の区域に限る)。賀来町(五台山字、柳原川及び字栗本の区域に限る)。高倉町(宇佐屋町、宇佐屋町の区域に限る)。小浜(字形辨)を除く(区域に限る)。

」下井川、小堀、塙谷、井岸、米々田、小木鉢、鶴谷、大蔵、宇田坂、字合、宇森東合及び字森音前音の区域に属する。高木町字、宇北ノ内、宇山寺、宇田川、宇見現里、宇室、宇銅錦屋、宇室弥助、宇室弥助、宇中平、久保前、宇花木内及宇比高林の区域に限る。)及び大原(字と田城、字城の区域に限る。)並びに市内有林部設置課2004林班から2007林班まで、2008林班の一部、2009林班から2102林班まで、伊達市(旧豊本村)区域に属する。伊達市(旧豊本村)区域に属する。

\*5 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された避難困難区域を除く区域に限る)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された避難困難区域及び警戒指標設置解除準備区域に限る)、猪俣町、雪舟町(平成25年8月7日付け指示により設定された避難困難区域及び警戒指標設置解除準備区域に限る)、大原町(平成25年8月7日付け指示により設定された避難困難区域及び警戒指標設置解除準備区域に限る)、田代町(平成25年8月7日付け指示により設定された避難困難区域及び警戒指標設置解除準備区域に限る)、大野町(平成25年8月7日付け指示により設定された避難困難区域及び警戒指標設置解除準備区域に限る)、川内村(平成25年8月7日付け指示により設定された避難困難区域及び警戒指標設置解除準備区域に限る)、長尾町(平成25年8月7日付け指示により設定された避難困難区域及び警戒指標設置解除準備区域に限る)。

\*6 アイナム、アカシラメ、アマクサメ、イカノナメ、ワカツメを除く。イカガレイ、ウツメガレイ、ワカツメ、エゾイカガレイ、サカソ、キツネメハル、クロワシンタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サフロワ、シロメハル、スキ、ナカツカ、ニベ、ヌマカレイ、ハバカレイ、ヒガシフグ、ヒラメ、ホシゲレイ、マアナゴ、マコガレイ、マゴチ、マツカゲ、ムシガレイ、ムラサキ、メタカレイ、ビヌガレイ

\*7 当該牛において飼養されている牛について、県外への移動（12ヶ月未満の牛のものを除く）及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

※8 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、福葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯詫村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年2月20日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町 花巻市、北上市、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
雑穀	わらび(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウゲイ	岩手県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 仙台市、登米市、大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町(旧耕野村の区域を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	くそてつ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
	たらのめ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
	穀類	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウゲイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスペ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。.

\*当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年2月20日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	壬生町、那須町 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 <さそてつ(こごみ)(野生のものに限る。) 大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	さんしよう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	こしあぶら	長野市、中野市、軽井沢町、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(参考資料2)

\* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年2月20日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年2月20日現在

福島県	出荷制限
穀類 米（平成26年度）	H26.3.20～：福島県相馬市（平成24年8月30日付け指揮により認定された海部園芸区域を除く区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け指揮により認定された農作付栽培区域及び福島県相馬郡南相馬町区域に限る。）、猪瀬町、宮原町（平成25年3月7日付け指揮により認定された海部園芸区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月1日付け指揮により認定された海部園芸区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指揮により認定された海部園芸区域を除く区域に限る。）、楢葉町（平成25年3月7日付け指揮により認定された海部園芸区域を除く区域に限る。）、川内村（平成25年3月30日付け指揮により認定された海部園芸区域及び福島県相馬郡南相馬町区域に限る。）、及び鹽竈村（平成24年6月15日付け指揮により認定された海部園芸区域を除く区域に限る。）（既の定める営業計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.20禁輸：全域 H23.8.6～：秋元湖、猪瀬川及び小野川灘及びこれらの中に入する河川、長瀬川（勝川との合流点から上流の部分に限る。）及び福島県内の阿武隈川（支流を含む。）
ヤマメ（養殖を除く。）	H23.6.17～：高野川（支流を含む。） H24.3.29～：猪田川（支流を含む。） H24.3.29～：太田川（支流を含む。） H24.4.5～：勝川（支流を含む。） H24.4.24～：猪苗代、猪苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし継続を除く。）及び白樺川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。） H24.6.7～H25.7.30禁輸：福島県内の久慈川（支流を含む。） H25.8.17～：真野川（支流を含む。） H25.8.27～：阿武隈川のうち猪苗代ダムの下流（支流を含む。） H25.8.27～：秋本川、猪苗代湖及び小野川灘及びこれらの中に入する河川、長瀬川（勝川との合流点から上流部分に限る。）
ウグイ	H24.4.24～：猪苗代、猪苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし継続を除く。）及び白樺川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。） H24.5.24～H26.10.24禁輸：福島県内の只見川のうち猪苗代ダムの下流（支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。） H24.5.31～：阿武隈川のうち猪苗代ダムの上流（支流を含む。）
ウナギ	H24.4.25～：福島県内の阿武隈川（支流を含む。） H24.6.27～：阿武隈川のうち猪苗代ダムの下流（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）
ユコ（垂涎を除く。）	H24.4.8～：阿武隈川（支流を含む。） H24.4.12～：勝川（支流を含む。） H24.4.24～：秋元湖、小野川灘及び猪苗代湖及びこれらの中に入する河川（支流を含む。）、只見川のうち本多ダム下流（支流を含む。）、長瀬川（勝川との合流点から上流の部分に限る。）及び白樺川（支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。） H24.5.31～H24.9.1禁輸：能生川（支流を含む。） H24.5.24～H26.12.11禁輸：只見川のうち本多ダムの下流（支流を含む。） H24.4.24～H27.1.14禁輸：白樺川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。）
イワナ（養殖を除く。）	H24.4.27～：秋元湖、小野川灘及び猪苗代湖及びこれらの中に入する河川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。） H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち猪苗代ダムの上流（支流を含む。）
コイ（養殖を除く。）	H24.4.27～：秋元湖、小野川灘及び猪苗代湖及びこれらの中に入する河川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。） H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち猪苗代ダムの上流（支流を含む。）
フナ（養殖を除く。）	H24.4.27～：秋元湖、小野川灘及び猪苗代湖及びこれらの中に入する河川（支流を含む。）、阿賀川（支流を含む。） H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち猪苗代ダムの上流（支流を含む。）
アイナメ	
アカシヨウラメ	
カクナゴ（稚魚を除く。）	
イヌイグサ	
ウツメハゼ	
ウミタコ	
エゾイアザメ	
ギンタキメイリ	
クロウソノリ	
クロダイ	
クロダイ	
ケムシカジカ	
コモシカスベ	
サクラマス	
サワロウ	
シロメル	
スズキ	
ニベ	
スマガレイ	
ハジカルレイ	
ヒガングフ	
ヒラメ	
ホシガレイ	
マナガ	
マコガレイ	
マコチ	
ムシガレイ	
ムラサイ	
マイカラレイ	
ビスマス	
アカガレイ	H24.6.22～H25.10.9禁輸：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H25.12.17禁輸：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
スクワウドラ	H24.6.22～H26.4.16禁輸：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マカレイ	H24.6.22～H26.4.16禁輸：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ナガヅカ	H24.7.12～：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マツカワ	H24.7.26～H27.2.18禁輸：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ホンザメ	H24.8.23～H26.10.13禁輸：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ショウサイフグ	H25.2.14～H26.7.9禁輸：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
サヨリ	H24.6.8～：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
カサゴ	H26.3.25～H26.5.26禁輸：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ユメカサゴ	H26.4.22～H26.7.9禁輸：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ホウボウ	H24.6.22～H26.7.9禁輸：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
キタムラサキウニ	H24.6.22～：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マダラ	H24.6.22～H27.1.14禁輸：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域が東経 141 度 2 分の範囲に交わる点と最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線及び最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線が東経 141 度 4 分の範囲に交わる点を結んで囲まれた海域
牛の肉	H23.7.19～H23.25禁輸：金城（その定める出荷地、検査方法に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。）
	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、庄原町、飯森町、宮原町、大原町、原町、江町、新地町、川内町、喜原村、葛塚村、
	H23.11.20～：猪瀬町、木古内町、大里町、喜志町、猪苗代町、猪苗代湖、大里村、
イシシの肉	H23.12.2～：磐梯町、東磐梯郡、田村町、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、猪苗代町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、坂井町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、
	H25.7.8～：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、磐梯町、三島町、金山町、会津美里町、北塙原村、湯川村、瑞和村、下郷町、只見町、南会津町、猪苗代村
カルガモの肉	H24.1.30～：金城
キジの肉	H24.1.30～：金城
クマの肉	H24.1.22～：福島市、二本松市、伊達市、本吉市、郡山市、猪苗代町、白河市、猪苗代湖、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、古殿町、矢吹町、郡山町、大里町、坂井町、大玉村、天栄村、平田村、西郷村、
	H24.7.27～：磐梯郡磐梯町、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、猪苗代湖、猪苗代坂下町、磐梯町、三郷町、安積町、磐梯町、北塙原村、湯川村、瑞和村、下郷町、只見町、南会津町、猪苗代村
ノウサギの肉	H24.1.30～：金城
ヤマドリの肉	H24.11.13～：金城

\* ( ) の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年2月20日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～：十和田市、南上町 H24.10.30～：青森市 H25.10.1～：鰐ヶ沢町
	水産物	H24.8.27～H24.10.31解除：青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	
岩手県		出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.8.31～：一関市、奥州市 H25.4.30～：陸前高田市
	原木ぐりだけ(露地栽培)	H24.11.2～：一関市、奥州市 H24.4.13～：陸前高田市、住田町 H24.4.20～：大船渡市
	原木じいたけ(露地栽培)	H24.4.25～：一関市、金石市、高岡市、平泉町、大槌町 H24.5.7～：遠野市、金ヶ崎町 H24.8.7～H26.10.7一部解除：花巻市、北上市、山田町 H25.4.10～H25.4.8解除：盛岡市
	キノコ類(露地栽培)	H24.10.18～：大船渡市、金石市 H24.10.23～：陸前高田市
	木なめこ(露地栽培)	H24.11.2～：一関市、奥州市 H24.10.11～：一関市、陸前高田市、平泉町 H24.10.18～：金石市 H24.10.29～：大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7～：遠野市 H25.10.9～：住田町 H24.5.10～：高岡市、花巻市 H24.5.14～：盛岡市
	こしあぶら	H24.6.15～：金石市 H24.5.18～：住田町 H25.5.9～：北上市 H25.5.16～：遠野市
	せり(野生のものに限る。)	H24.5.30～：一関市、奥州市 H24.5.16～：一関市、奥州市 H24.5.18～：住田町
	せんまい	H24.6.16～：高岡市、陸前高田市
	わらび(野生のものに限る。)	H25.8.17～：一関市 H25.5.4～：平泉町 H24.5.7～：金石市
	甘藷	H25.1.4～H25.2.4一部解除：一関市(旧豊清水村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。）
水産物	ソバ	H24.11.3～H26.4.11解除：強岡市(旧小浜村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。）
	スズキ	H24.10.25～：最大高潮時海岸線上岩手平宮城島西岸界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城島西岸界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	クロダイ	H24.11.6～：最大高潮時海岸線上岩手平宮城島西岸界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城島西岸界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2～H25.1.17解除：最大高潮時海岸線上岩手平宮城島西岸界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城島西岸界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H25.6.4～H25.3.30解除：最大高潮時海岸線上岩手平宮城島西岸界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城島西岸界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(稚魚を除く。)	H24.5.16～：舟井川(支流を含む。)及び砂利川(支流を含む。)
	ウグイ	H24.6.12～H26.7.31解除：気仙川(支流を含む。) H24.5.11～H26.8.25解除：大川(支流を含む。)
肉	牛の肉	H23.8.1～H23.8.25一部解除：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	カマの肉	H24.9.10～：金城
	シカの肉	H24.7.26～：金城
	ヤマドリの肉	H24.10.22～：金城
宮城県		出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.5.1～：白石市、丸森町 H24.6.29～：栗原市 H24.5.1～H26.4.17一部解除：丸森町(旧豊野村の区域に限る。)
	原木じいたけ(露地栽培)	H24.11.8～：白石市、角田市 H24.3.15～：鶴岡町 H24.4.5～：村田町 H24.4.11～：氣仙沼市、南三陸町 H24.4.12～：栗原市 H24.4.19～：石巻市 H24.4.20～：大崎市 H24.4.25～：真鍋島村 H24.4.27～H27.2.10一部解除：塩竈市 H24.5.7～H27.1.18一部解除：大河町
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：栗原市、大崎市 H25.9.24～：仙台市
	さそてつ(ごごみ)	H24.4.27～：大崎市、栗原市 H24.5.2～：加美町 H24.5.9～：大和町 H24.5.11～：氣仙沼市、丸森町
	こしあぶら	H24.4.5～：大河町 H24.5.11～：七ヶ宿町 H25.5.7～：七ヶ宿町 H24.5.7～：米沢市、栗原市 H24.5.9～：八幡平市、南三陸町 H24.5.12～：栗原市 H24.5.19～：色麻村 H24.5.10～：七ヶ宿町 H24.5.18～：大和町 H24.4.27～H27.2.10一部解除：塩竈市 H24.5.7～H27.1.18一部解除：大河町
	せんまい	H24.5.11～：氣仙沼市、丸森町 H24.5.17～：大崎市
	たらのめ(野生のものに限る。)	H28.4.25～：氣仙沼市、栗原市、大崎市
	雜穀	H25.1.4～H25.3.15一部解除：栗原市(旧金田村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。）
穀類	米(平成25年度)	H25.3.19～：栗原市(旧豊野村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
	ソバ	H24.11.6～H26.4.11解除：栗原市(旧金成村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。） H24.12.14～H26.2.25解除：大河町(旧一栗村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。）
水産物	クロダイ	H24.6.28～：宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島西岸界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた両市社線 宮城県最大高潮時海岸線上岩手平宮城島西岸界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた両市社線
	スズキ	H24.11.5～：最大高潮時海岸線上岩手平宮城島西岸界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた両市社線 宮城県最大高潮時海岸線上岩手平宮城島西岸界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線
	ヒラメ	H24.5.30～H25.4.11解除：宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島西岸界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた両市社線 最大高潮時海岸線上岩手平宮城島西岸界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線
	マダラ	H25.6.4～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線上岩手平宮城島西岸界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島西岸界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた両市社線 最大高潮時海岸線上岩手平宮城島西岸界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島西岸界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線
	ヒガングフ	H24.5.8～H26.2.18解除：宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島西岸界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた両市社線
	アユ(稚魚を除く。)	H25.8.27～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。 H25.6.27～H25.12.25解除：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)（のうち、白柳堰堤より上流の白石川(支流を含む。)及び名取川の秋殿大池の上流(支流を含む。)）
	ヤマメ(稚魚を除く。)	H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。
	イワナ(稚魚を除く。)	H24.5.14～：大河川(大河ダムより上流)、三泊川(うち朝日ダムの上流(支流を含む。)及び後川(支流を含む。)ただし、周川及びその支流並びに瀧川4号堰堤の上流(支流を含む。)) H24.5.28～：江合川(うち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び二泊川(うち朝日ダムの上流(支流を含む。))) H24.6.32～：一泊川(うち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び基石川(うち朝日ダムの上流(支流を含む。)))
	ウグイ	H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。 H24.5.26～H26.2.25解除：宮城県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉	H23.7.26～H23.8.1一部解除：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	イノシシの肉	H24.5.22～：角田市、丸森町、山元町
	クマの肉	H24.6.25～：金城(上記除外を除く。)

\* の箇所は、出荷制限の対象

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年2月20日現在

山形県		出荷制限
肉 クマの肉	H24.9.10～：全城	
秋田県		出荷制限
原乳	H23.3.23～4.10解除：全城	
ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除：全城(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除：北秋城市、高萩市	
カキナ	H23.3.21～4.17解除：全城	
バセリ	H23.3.23～4.17解除：全城	
野菜類	H24.4.8～：鶴来市、小鶴五市、つくばみらい市 H24.4.19～：石巻市、東松島市、東松島町、大河原町、利根町 H24.4.19～：ひたなか市、鶴田町、東松島市 H24.4.26～：北秋城市、大潟町	
タケノコ	H28.10.14～：土浦市、行方市、鶴田市、小鶴五市 H28.11.10～：美城町、阿見町	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.8～：常陸大宮市、安智市、つくばみらい市 H24.4.14～：ひたなか市、鶴田町	
原木シイタケ(施設栽培)	H23.10.14～：土浦市、鶴田町	
こしあぶら	H24.5.2～：日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.11～：常陸大宮市(野生のものに限る。)	
イシガレイ	H24.7.5～H25.6.26解除：北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ズスキ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城四県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
シロメバツ	H24.4.13～：最大高潮時海岸線上福島茨城四県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ニベ	H24.4.17～H26.5.14解除：最大高潮時海岸線上福島茨城四県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マダラ	H24.11.9～H26.5.23解除：最大高潮時海岸線上福島茨城四県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ	H24.4.17～H27.2.5解除：最大高潮時海岸線上福島茨城四県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
コモンカスペ	H24.6.1～：最大高潮時海岸線上福島茨城四県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
アメリカナマ(養殖を除く。)	H24.4.17～：霞ヶ浦、北浦及び外洋漁港並びにこれらの港周辺に深入する河川並びに常陸利根川	
ギンブナ	H24.4.17～：霞ヶ浦、北浦及び外洋漁港並びにこれらの港周辺に深入する河川並びに常陸利根川(繁殖を除く。)	
ウナギ	H24.5.7～H28.10～：霞ヶ浦、北浦及び外洋漁港並びにこれらの港周辺に深入する河川、並びに常陸利根川	
肉 インシの肉	H28.11.12～：茨城県内の那珂川(支流を含む。) H28.12.2～H29.12.2～：鶴来市(原乳を除く。)	
その他 茶	H23.6.2～H25.11.11解除：結城市、霞ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、湘南市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 H23.6.2～H10.18解除：古河市、常陸市、佐和町、八千代町、猪町 H23.6.2～H24.1.14解除：大字市 H23.6.2～H24.5.23解除：常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除：石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.6.5解除：銚子市 H23.6.2～H24.7.24解除：水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除：高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除：日立市 H23.6.2～H24.10.05解除：茨城町 H23.6.2～H24.10.11解除：つくば市 H23.6.2～H25.4.29解除：土浦市、北茨城市、笠間市 H23.6.2～H25.6.17解除：小美玉市	
栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、塙谷町	
カキナ	H23.3.21～4.27解除：全城	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.15～：那須塩原市：矢板市 H24.4.10～H26.7.9一部解除：芳賀町 H24.4.11～：邑楽町 H24.4.11～H27.3.20一部解除：日光市、大田原市 H24.4.12～：足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、市貝町 H24.4.12～H27.2.20一部解除：那木市、那須川原町 H24.4.13～：那木市(田端各町を除く。)、壬生町 H24.2.15～H26.10.24一部解除：那須塩原市 H24.2.15～H26.10.23一部解除：矢板市 H24.4.10～：那須町 H24.4.10～H26.8.28一部解除：芳賀町 H24.4.12～H27.3.20一部解除：大田原市 H25.5.23～H26.8.28一部解除：さくら市 H24.4.4～H26.6.17一部解除：鹿沼市 H24.4.20～：壬生町 H24.11.29～H28.10.24一部解除：日光市 H23.11.7～：鹿沼市、矢板市 H23.11.8～：大田原市、那須塩原市	
原木シイタケ(施設栽培)	H23.11.14～：足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茨木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.11.8～：那須町 H24.11.8～：鹿沼町 H24.11.8～：壬生町 H23.11.14～：那須塩原市、日光市 H24.10.4～：矢板市 H24.10.18～：那須町 H24.10.25～：佐野市 H24.11.2～：鹿沼市 H24.11.8～：壬生町 H24.12.1～：大田原市	
原木クリタケ(露地栽培)	H23.11.14～：足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茨木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.11.8～：那須町 H24.11.8～：壬生町 H23.11.14～：那須塩原市、日光市 H24.10.4～：矢板市 H24.10.18～：那須町 H24.10.25～：佐野市 H24.11.2～：鹿沼市 H24.11.8～：壬生町 H24.12.1～：大田原市	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、邑楽町、那須川原町 H24.8.7～：矢板市 H24.8.9～：矢板市 H24.8.15～：那須町 H24.8.29～：大田原市 H24.10.10～：塙谷町 H24.10.12～：那須塩原市 H24.11.19～：那須烏山市 H24.12.1～：大田原市	
野菜類	H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、邑楽町、那須川原町 H24.8.7～：鹿沼市 H24.8.9～：矢板市 H24.8.15～：那須町 H24.8.29～：大田原市 H24.10.10～：塙谷町 H24.10.12～：那須塩原市 H24.7.18～：茨木町 H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、邑楽町、那須川原町 H24.8.7～：鹿沼市 H24.8.9～：矢板市 H24.8.15～：那須町 H24.8.29～：大田原市 H24.10.10～：塙谷町 H24.10.12～：那須塩原市 H24.7.18～：茨木町 H24.8.2～：那須塩原市、那須町 H24.8.7～：日光市、大田原市 H24.8.13～：矢板市 H24.8.1～：大田原市、那須町 H24.5.1～：宇都宮市、那須町、鹿沼市 H24.5.7～：鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町 H24.5.15～：さくら市 H25.4.25～：鹿沼町 H28.4.30～：市貝町 H24.5.1～：宇都宮市、日光市 H24.5.14～：那須塩原市 H24.5.18～：大田原市 H24.5.7～：日光市、那須町 H24.5.1～：那須塩原市 H24.5.15～：さくら市 H24.5.17～：大田原市、鹿沼市 H25.4.16～：宇都宮市、那須町、鹿沼市 H24.5.7～：鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町 H24.5.15～：さくら市 H25.4.25～：鹿沼町 H28.4.30～：市貝町 H24.5.1～：宇都宮市、日光市 H24.5.14～：那須塩原市 H24.5.18～：大田原市 H24.5.7～：日光市、那須町 H24.5.1～：那須塩原市 H24.5.15～：さくら市 H24.5.17～：大田原市、鹿沼市 H25.4.16～：宇都宮市、日光市 H25.5.28～：矢板市 H24.9.14～：那須塩原市、那須町 H24.9.18～：大田原市	
キノコ類(野生のものに限る。)		
タケノコ		
(さそて)(こごみ)(野生のものに限る。)		
こしあぶら(野生のものに限る。)		
さんしょう(野生のものに限る。)		
ぜんまい(野生のものに限る。)		
たらのめ(野生のものに限る。)		
わらび(野生のものに限る。)		
クリ		

※ [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年2月20日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除: 桜木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) <b>H26.5.30～: 桜木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)</b>
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.5.28解除: 大芦川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H25.1.23解除: 武茂川(支流を含む。) 及び桜木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	牛の肉	<b>H23.8.2～H23.8.25：金城</b> [県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。] <b>H23.12.2～H23.12.5：鶴解郡</b> <b>金城</b> [県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。]
	イノシシの肉	
	シカの肉	<b>H23.12.2～: 金城</b>
その他	茶	H23.7.5～H24.6.1解除: 栃木市 H23.8.2～H25.3.26解除: 大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウセンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域
	カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	<b>H24.9.25～: 沼田市、東吾妻町、綿北村</b> <b>H24.10.10～: 高山村</b> <b>H24.10.18～: 安中市</b> <b>H24.10.29～: 墓野町</b> <b>H24.11.13～: みなかみ町</b>
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 蒲原川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所審美川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.4.27～H24.1.19解除: 蒲原川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	<b>H24.8.25～: 富岡川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所審美川取水施設までの区間(支流を含む。)</b> H24.8.25～H24.1.19解除: 烏川のうち川場川の上流(支流を含む。) <b>H25.3.12～: 蒲原川(支流を含む。)</b> (H24.8.8～H25.6.20解除)
	肉	<b>H24.10.10～: 金城</b> <b>H24.9.10～: 金城</b> <b>シカの肉</b> <b>ヤマドリの肉</b>
その他	茶	H23.6.30～H24.5.28解除: 桐生市 H23.6.30～H25.6.7解除: 清川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	<b>H24.10.18～: 桐生市、皆野町</b> <b>H24.10.29～: ときがわ町</b> <b>H24.11.5～: 海老山町</b>
千葉県		出荷制限
農産物	ホウセンソウ	H23.4.4～4.22解除: 旭市、香取市、多古町
	シンギク、サンゲンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 旭市
	ハセリ	H23.4.4～4.22解除: 旭市
タケノコ	セルリー	H23.4.4～4.22解除: 旭市
	タケノコ	<b>H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市</b> <b>H24.4.6～: 我孫子市、東町</b> H24.4.11～H27.1.22解除: 柏市、白井市 H24.4.11～～H25.10.23解除: 八千代市 H24.4.12～～H25.10.23解除: 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除: 芝山市
	原木シタケ(露地栽培)	<b>H23.10.11～H26.10.14～：我孫子市</b> H23.11.18～：君津市 H23.12.22～H26.10.14～：夷隅市 <b>H24.2.23～: 印西市</b> H24.4.10～：白井市 H24.4.16～：千葉市、八千代市 <b>H24.5.18～H26.3.19～：君津市</b> H24.11.14～H26.10.14～：君津市
水産物	原木シタケ(施設栽培)	<b>H24.5.18～H26.3.19～：君津市</b> H24.11.14～H26.11.20～：君津市 H24.12.14～H26.10.14～：君津市
	ゴンブナ	<b>H24.7.18～: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)</b> H24.7.3～：手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	コイ	H26.11.12～：千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛海水槽場及び印旛水門の上流、両用水第一海水槽場の下流、八幡川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	ウナギ	
	イノシシの肉	<b>H24.11.5～H23.3.18～：金城</b> [県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。]
	茶	H23.6.2～9.7解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 藤浦市 H23.8.2～H24.5.25解除: 八街市 H23.8.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市 H23.8.2～H25.5.13解除: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.6.2～9.7解除: 伊勢原市、松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 爱川町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 静岡市 H23.6.2～H24.10.19解除: 清水町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	<b>H24.11.5～: 金城</b> (佐渡市及び栗原市を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	<b>H24.10.26～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴鹤村</b>
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	<b>H24.9.20～: 長野市、御代田町</b> <b>H24.10.1～: 小諸市、南牧村</b> <b>H24.10.11～: 佐久市</b> <b>H25.10.1～: 小諸市</b> <b>H26.10.21～: 佐久市</b> <b>H26.5.21～: 長野市、飯井沢町</b> <b>H26.5.28～: 中野市、御代田町</b>
	こしあぶら	
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	<b>H24.11.5～: 御殿場市、小山町</b> <b>H25.10.3～: 富士宮市、富士市</b> <b>H26.10.7～: 鳴鹤市</b>

\* の箇所は、出荷制限の対象

# (参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成27年2月20日現在

福島県	摂取制限
	<b>H23.3.23～下記の地域以外</b> H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） 非球形葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等） H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。） H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	<b>H23.3.23～下記の地域以外</b> H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 結球性葉菜類（キャベツ等） H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
野菜	<b>H23.3.23～下記の地域以外</b> H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.4解除：いわき市 H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村 H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
アブラナ科の花菜類（ブロッコリー、カリフラワー等）	<b>H23.4.13～：飯館村</b> <b>H23.9.6～：棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る）</b> <b>H23.9.15～：いわき市、棚倉町</b> <b>H23.9.20～：南相馬市</b> <b>H26.8.22～：西会津町</b>
水産物 イカナゴの稚魚 ヤマメ（養殖を除く。）	H23.4.20～H24.6.22解除：全域 <b>H24.3.29～：新田川（支流を含む。）</b>
肉 イノシシの肉	<b>H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</b> <b>H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</b>

※  の箇所は摂取制限の対象